

序章

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン策定の背景と目的、役割と位置づけ、目標年次など、計画の基本的な事項を整理しています。

1. 都市計画マスタープランとは
2. 計画の基本的事項

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 計画策定の背景と目的

本市では、当初の栗東市都市計画マスタープランを平成9年3月に策定後、平成19年3月に「第二次栗東市都市計画マスタープラン」、平成23年10月に「第三次栗東市都市計画マスタープラン」を策定し、今日まで都市づくりの理念である「風格都市栗東」の実現に向けて、取組を進めてきました。

この間に、我が国の人口減少の到来、深刻化する少子高齢化、未曾有の大規模災害や集中豪雨などの異常気象による自然災害の頻発、インフラの老朽化に伴う維持管理や長寿命化対策、地球温暖化対策への対応、グローバル化の到来による多様な価値観やライフスタイルの変化、高齢化や担い手不足による経済や産業活動の停滞など、社会情勢は刻々と変化し、環境、経済、社会において持続可能な社会への対応が求められています。

また、これらの課題や社会情勢の変化に対応するために、各自治体においては、まち・ひと・しごと創生法の施行による独自の施策の展開、都市再生特別措置法の改正によるコンパクトシティの推進、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行による既存ストックの適正な管理や活用など、都市機能の集約化や既成市街地の再編、資源の有効活用といった都市構造の転換が求められています。

本市においてもこのような状況を踏まえ、個性や特長を最大限に活かし、市民一人ひとりの生活の利便性や快適性を維持・充実し、まちの活力や賑わいの創出、地域への誇りと愛着を育みながら、都市の将来像や都市づくりの方針を定めるため、令和2年8月に「第四次栗東市都市計画マスタープラン」を策定し、国や滋賀県の動向も踏まえつつ、本市最上位計画である第六次栗東市総合計画と連携を図りながら、“風格都市栗東”を目指し、取組を推進します。

(2) 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

栗東市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、栗東市総合計画などを踏まえて、本市における都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、本市における都市づくりの総合的な指針となります。

栗東市都市計画マスタープランが有する役割は、以下のとおりです。

①実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

- ・市民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針などを明らかにします。

②具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

- ・都市計画を決定・変更する際の指針となるものです。

③個別の都市計画相互の調整を図る

- ・土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境などの具体的な個別の都市計画について相互の調整を図ります。

④多様な主体の協働・連携による都市づくりを推進する

- ・市民、事業者、行政が、地域の将来像やそれぞれの役割を共有し、市民や事業者の都市計画に対する理解、各種の都市計画関連施策への合意形成や参加を促し、多様な主体が協働・連携した都市づくりを推進します。

栗東市都市計画マスタープランと関連する計画や施策の関係は、以下のとおりです。

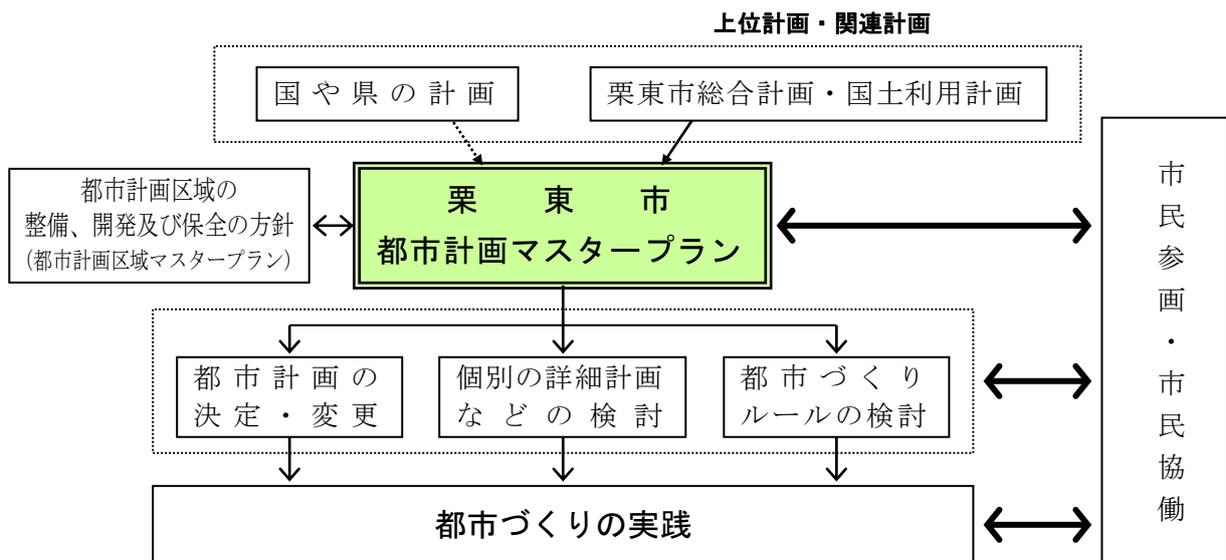


図 栗東市都市計画マスタープランの位置づけ

栗東市都市計画マスタープランと上位計画の関係は、以下のとおりです。

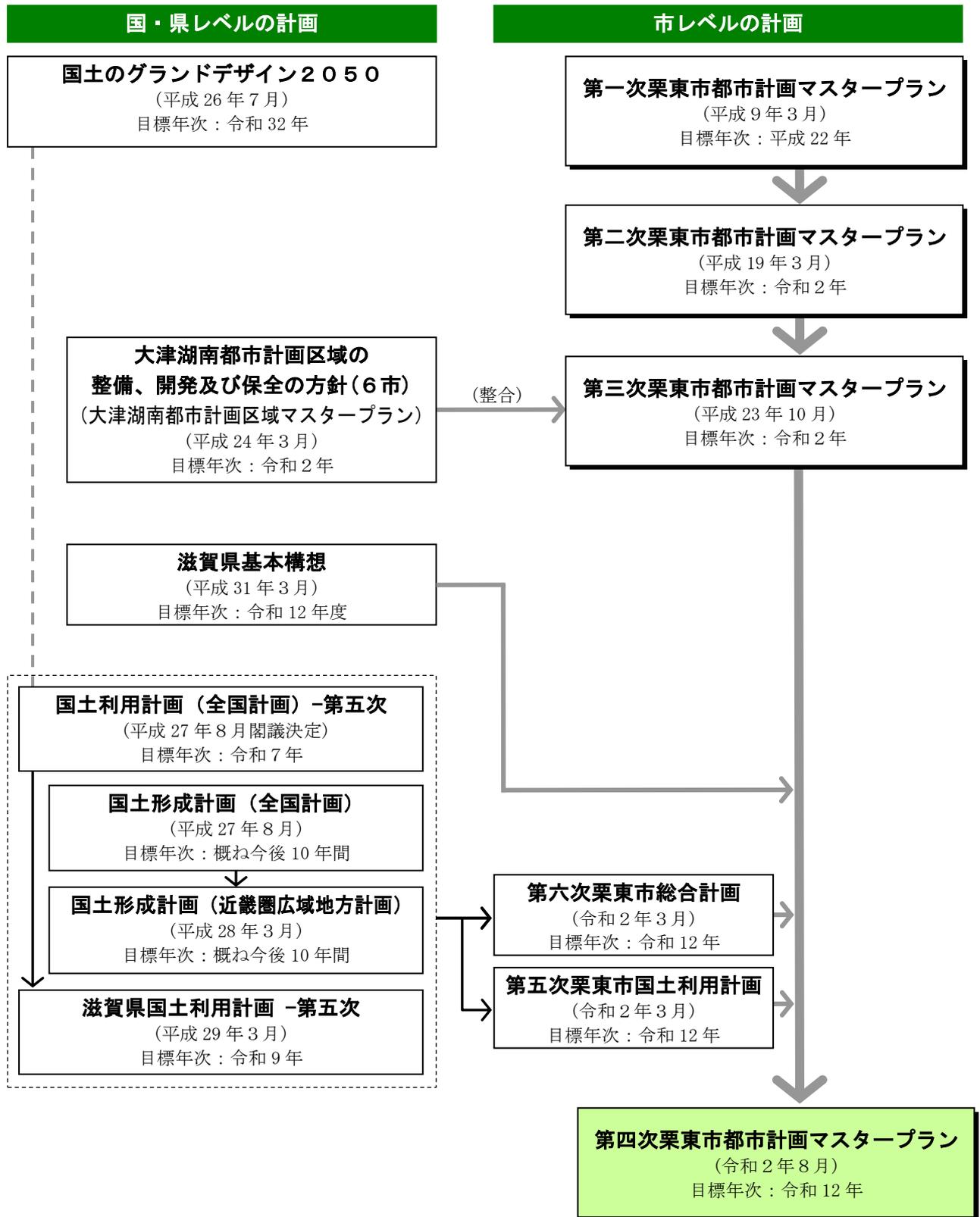


図 栗東市都市計画マスタープランと上位計画との関係

2. 計画の基本的事項

(1) 策定の基本事項

1. 対象区域：本市の都市計画区域（行政区域の全域）を対象とします。
2. 目標年次：長期的な将来を展望しつつ、具体的な計画達成の目標年を令和 12 年に設定します。

(2) 栗東市都市計画マスタープランの構成と内容

栗東市都市計画マスタープランは、第 1 章で本市の現況特性や課題の整理を行い、第 2 章と第 3 章で都市づくりの目標、都市づくりの方針を「全体構想」として示し、第 4 章で「地域別構想」を取りまとめ、第 5 章で計画の実現に向けた進め方や計画の進行管理を示した「実現の方策」から構成されています。

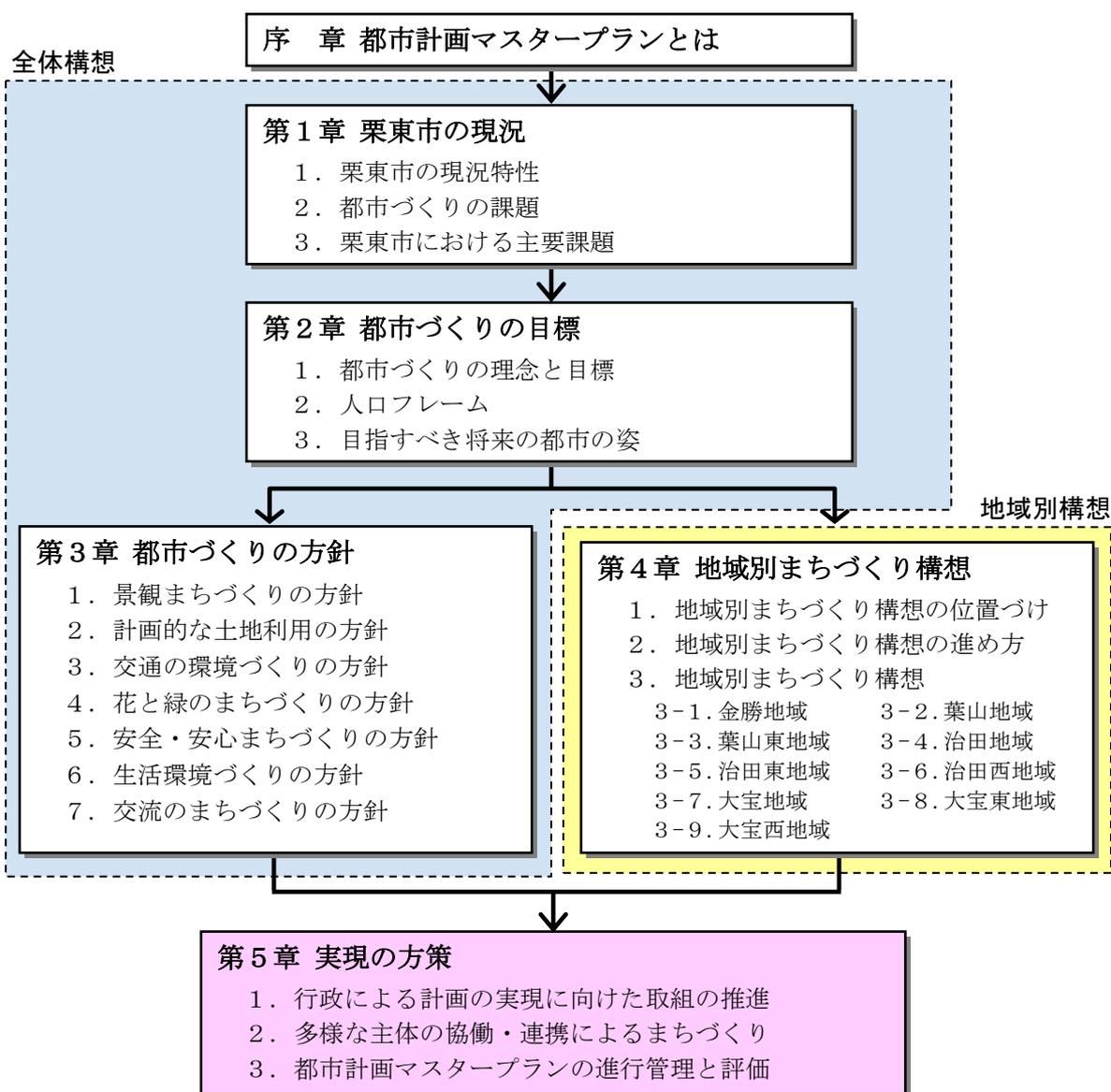


図 栗東市都市計画マスタープランの構成と内容